



# 鳥取県公報

平成 24 年 10 月 30 日(火)  
号外第 9 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥獣保護区の存続期間の更新 (736) (公園自然課) . . . . .	2
	特別保護地区の区域の指定 (737) (〃) . . . . .	4
	特定猟具使用禁止区域の指定 (738) (〃) . . . . .	5

# 告 示

## 鳥取県告示第736号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥獣保護区 の名称	鳥獣保護区の区域	鳥獣保護区 の存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
扇ノ山鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取市と若桜町との境界を南方に進み、鳥取市と八頭町との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川森林計画区の鳥取市に係る398林班と403林班との境界に至り、同境界を北西に進み、398林班と399林班との境界に至り、同境界を北方に進み、市道雨滝1号線に至り、同市道を北西に進み、同市道北側の山林と雨滝いこいの広場との境界に至り、同境界を北方に進み、雨滝川と宮滝川の合流点に至り、同所の北東側のりょう線を北方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、同林道と林道鳥越高原線との交点に至り、林道鳥越高原線を北東に進み、町道蕪島鳥越線に至り、同町道を北西に進み、山道鳥越海上線に至り、同山道を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>近年、特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。</p> <p>また、ニホンジカが増加傾向にあり、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、鳥獣保護区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理等の対策を、土地所有者と連携して、推進していく。</p> <p>なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山など自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。</p>
氷ノ山鳥獣保護区	八頭郡若桜町大字茗荷谷地内の国道482号の尾出見橋を起点とし、同所から同国道を北東に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み、国道29号に至り、同所から国道を西方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る320林班と321林班の境界に至り、同境界を北東に進み、320林班と322林班の境界に至り、同境界を北に進み、319林班と322林班の境界に至り、同境界を北に進み、鳥取森林管理署小船山国		<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>近年、周辺地域で特定外来生物種のソウシチョウやヌートリアが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。</p> <p>当該区域は、豊かな自然を有し、森林鳥獣生息地として重要な場所である</p>

	<p>有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、315林班と318林班の境界に至り、同境界を南西に進み、316林班と318林班の境界に至り、同境界を南に進み、316林班と317林班の境界に至り、同境界を南西に進み、国道29号線に至り、同国道を北西に進み、林道久曾木谷線に至り、同林道を北東に進み、同林道の終点に至り、同所から同国有林に通ずる第二小舟山山道を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西及び東方に進み、158林班と159林班との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>	<p>が、近年、ニホンジカが急激に増加しており、その食害により植物相の衰退がみられ、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響拡大が危惧されている。鳥獣保護区であるが、ニホンジカについては、他の野生鳥獣への影響を最小限にするためにニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を、土地所有者と連携して、積極的に推進していく。</p> <p>なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、登山や自然探索など自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。</p>
<p>芦津鳥獣保護区</p>	<p>八頭郡智頭町大字芦津に所在する鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班の南西端が北股川と接する地点を起点とし、同所から同国有林と民有林との境界を北東に進み、千代川森林計画区の智頭町に係る166林班と169林班との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町大字芦津と同町大字八河谷との境界に至り、同境界を北東に進み、智頭町と若桜町との境界に至り、同境界を南東及び南方に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署沖ノ山国有林と鳥取県内の民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、同国有林60林班の北西端と北股川とが接する地点に至り、同所から北股川を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>近年、近隣地域で特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。</p> <p>また、ニホンジカの増加が著しく、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、鳥獣保護区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を、土地所有者と連携して、積極的に推進していく。</p> <p>なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、森林セラピーなど自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。</p>
<p>沢川鳥獣保護区</p>	<p>鳥取県と兵庫県との境界と鳥取市と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、鳥取森林管理署沢川国有林16林班と浦山国有林19林班の境界に至り、同境界を南西に進み、沢川国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る110林班と111林班の境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林</p>	<p>〃</p>	<p>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>近年、特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。</p> <p>また、ニホンジカが増加傾向にあり、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳</p>

	<p>との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林15林班と16林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八頭町との境界に至り、同境界を北西に進み、鳥取市と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>		<p>類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、鳥獣保護区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理等の対策を土地所有者と連携して、推進していく。</p>
<p>布勢桂見 鳥獣保護区</p>	<p>鳥取市里仁地内の県道鳥取鹿野倉吉線と市道里仁大桝線との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み、市道大桝1号線に至り、同市道を南西に進み、市道大桝野坂1号線に至り、同市道を南西に進み、千代川森林計画区の鳥取市に係る115林班F小班と115林班G小班的境界に至り、同境界を北西に進み、164林班と115林班の境界に至り、同境界を南西に進み、164林班と118林班の境界に至り、同境界を北西に進み、164林班と165林班の境界に至り、同境界を北方に進み、165林班C小班と165林班D小班的境界に至り、同境界を西方に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、市道高住三山口線に至り、同市道を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み、同県道と市道古海高住線の交点に至り、同市道を北東及び東方に進み、同市道と県道鳥取空港布勢線との交点に至り、同県道を南方に進み、同県道と県道鳥取鹿野倉吉線との交点に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>”</p>	<p>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を検討していくとともに関係機関及び地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>アライグマやヌートリア等の特定外来生物種については、生息数増加、分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>

**鳥取県告示第737号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、芦津鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 特別保護地区の名称  
芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域  
芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る

168林班から170林班までの区域（面積267ヘクタール）

3 特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

近年、近隣地域で特定外来生物種のソウシチョウが確認されるようになり、分布の拡大が危惧されており、その対策を検討しつつ、監視を続ける。

また、ニホンジカの増加が著しく、ニホンジカの食害による植物相の衰退、植物相の変化に伴う昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。ニホンジカ保護管理計画でのモニタリング調査等で監視しつつ、特別保護地区であるが、ニホンジカの生息状況によっては個体数管理や侵入防止柵の設置等の対策を、土地所有者である国、県及び町と連携して、積極的に推進していく。

なお、鳥獣の生息に影響のない範囲で、森林セラピーなど自然とのふれあいの場としての活用も検討していく。

### 鳥取県告示第738号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成24年10月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
日光池特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市気高町日光地内の市道日光浜村線と市道日光2号線の交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、市道新田下坂本線に至り、同市道を南方に進み、同市道と農道日光越路谷線との交点に至り、同農道を西方に進み、市道日光村内線に至り、同市道を南西、北西及び北東に進み、市道日光浜村線に至り、同市道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
三朝特定猟具（銃器）使用禁止区域	東伯郡三朝町大字三朝地内の三朝大橋から新崎橋までの三徳川の河川区域	〃
三本松特定猟具（銃器）使用禁止区域	日野郡日南町神戸上地内の県道上石見黒坂停車場線と県立日野高等学校三本松農場の管理道との交点を起点とし、同所から同管理道を北東及び南東方向に進み、町道洞三本松線に向かう山道への分岐に至り、道山道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道洞三本松線に至り、同町道を南西方向及び北西に進み、町道洞線に至り、同町道を北西に進み、県道上石見黒坂停車場線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
由良川右岸砂丘地域特定猟具（銃器）使用禁止区域	平成17年10月1日町合併前の大栄町と平成17年10月1日町合併前の北条町との境界と日本海のてい線との交点を起点とし、同所から同境界を南方に進み、北条川右岸に至り、同川右岸を西方に進み、由良川右岸に至り、同川右岸を北方に進み、日本海のてい線に至り、同てい線を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃

三部野特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	西伯郡伯耆町三部地内の町道三部野線と伯耆町と南部町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を北東に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を南東に進み、県道日野溝口線に至り、同県道を南方及び西方に進み、町道三部野線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
東伯特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	東伯郡琴浦町大字徳万地内の県道東伯野添線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同線を東方に進み、琴浦町と北栄町との境界に至り、同境界を南方に進み、県道福永由良線に至り、同県道を南西に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南方に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を北西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道槻下南団地 1 号線に至り、同町道を西方に進み、町道伊勢野斉尾線に至り、同町道を西方に進み、町道斉尾鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を西方に進み、町道森藤伊勢野線に至り、同町道を南方に進み、町道金屋鳥池線に至り、同町道を南東に進み、農道に至り、同農道を南方及び西方に進み、県道東伯関金線に至り、同県道を南方に進み、町道槻下法万線に至り、同町道を南西へ進み、県道法万大栄線に至り、同県道を西方に進み、県道東伯野添線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
小鴨川特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	倉吉市蔵内地内の反土橋から平成17年3月22日市町合併前の倉吉市と平成17年3月22日市町合併前の関金町の境界までの小鴨川の河川区域	〃
福塚特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	日野郡日南町福塚地内の県道猪ノ子原上石見停車場線と町道花紙山根線の交点を起点とし、同町道を北西及び北東に進み、農道に至り、同農道を南東に進み、町道霞福塚線に至り、同町道を北東に進み、白谷橋に至り、白谷川を南東に進み、県道猪ノ子原上石見停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
笠木特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	日野郡日南町茶屋地内の県道安来伯太日南線と小原川との交点を起点とし、同川を東方に進み、同川と町道大戸原線との交点に至り、同町道を南方に進み、同町道と水路(通称雨坪井手)との交点に至り、同水路を南東及び南方に進み、農道に至り、同農道を南方に進み、町道平田稗田線に至り、同町道を西方に進み、県道安来伯太日南線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
阿毘縁特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	日野郡日南町阿毘縁地内の県道印賀奥出雲線と町道長溝高山線との交点を起点とし、同町道を北方に進み、町道深塚長溝線に至り、同町道を東方に進み、県道印賀奥出雲線に至り、同県道を南西及び西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
清水原特定猟具 (銃器)使用禁 止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と県道赤松大山線との交点を起点とし、同所から県道赤松大山線を南西に進み、農道との交点に至り、同農道を北西に進み、町道清水原線に至り、同町道を南西に進み、農道に至り、同農道を南西に進み、町道畑・古前線に至り、同町道を北西に進み、水路に至り、同水路を北方に進み、里道に至り、同里道を北西に進み、農道に至り、同農道を東方に進み、水路に至り、同所と同町豊房字上中島林 2183 地先里道に位置する標柱を直線で結んだ線を東方に進み、里道に至り、同里道を北方に進み、県有林との境界に至り、同境界を東方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地	〃

	域	
津原 特定 猟具 (銃器) 使用禁 止区域	倉吉市津原地内の県道津原穴沢線と同市津原と同市谷との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南西に進み、同市津原大明神と同市津原鳴神の境界に至り、同境界を北西に進み、市道津原 3 号線に至り、同市道を北に進み、市道津原中央線に至り、同市道を北東及び南東に進み、市道谷津原線に至り、同市道を南東及び西方に進み、同市谷と同市津原の境界に至り、同境界を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域。	”
渡町 2 区 3 区 4 区内 特定 猟具 (銃器) 使用禁 止区域	境港市渡町地内の渡漁港南側護岸と渡漁港南側臨港道路との交点を起点とし、同臨港道路を南東に進み、農道南北線 22 号に至り、同農道を南東に進み、市道渡 54 号線に至り、同市道を北東に進み、市道内浜線に至り、同市道を南東に進み、市道夕日ヶ丘自転車歩行者専用道路 11 号線に至り、同市道を南西に進み、市道夕日ヶ丘 30 号線に至り、同市道を南西及び南東に進み、市道夕日ヶ丘 31 号線に至り、同市道を南西に進み、斐伊川河川護岸に至り、同護岸を北西に進み、渡漁港南側護岸に至り、同護岸を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	”